

罰則付き時間外労働の上限規制について

2019年から始まった働き方改革による労働基準法の改正によって、時間外労働の上限は月45時間、年360時間、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない、と定められました。一方で、建設業および運送業のトラックドライバーについては、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていました。

しかし2024年4月1日より建設業、運送業(トラックドライバー)でも猶予が無くなり時間外労働の上限規制が適用され、原則として月45時間、そして臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできない、と定められました。違反した場合は、「**6カ月以下の懲役又は30万以下の罰金**」の刑罰が定められています。

AIG損保では2024年問題に対応したサポートツールを各種ご用意しています。皆さまの抱える問題をサポートいたしますので、是非ご活用ください。



建設業の皆さま向け



【ホワイトペーパー】建設業における2024年問題

2024年4月より適用となる労働基準法に基づく罰則付き時間外労働の上限規制について、2024年問題のポイントを分かりやすく整理し、建設業者が取り組むべき課題をまとめて記載しています。



【リスクマネジメントサービス】建設業の労働時間管理チェックサービス

2024年4月から建設業にも適用の「時間外労働の上限規制」に違反すると、行政指導や公共工事の指名停止、罰則など、事業の継続に深刻な影響があります。このチェックサービスでは、上限規制への対応の基本である時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)の締結・届出についてアドバイスします。



物流・運送業(トラックドライバー)の皆さま向け



【リスクマネジメントサービス】運送業の労働時間管理チェックサービス

2019年に施行された働き方改革関連法で定められた時間外労働時間の、上限規制に猶予期間が設けられていた車両運転業務に対する適用が、2024年にスタートします。それに伴い、運送業で実施しなければならないドライバーの労働時間や自社の労働環境の改善、業務内容見直しのための荷主との協議など、対応度合いを確認いただくチェックサービスを行い、2024年問題に必要な対策、対応について必要な事項をアドバイスします。

●AIG損保では「リスクスーパーバイザー」と呼ばれるリスクマネジメント・危機管理の専門家が数々のサービスを行っており、原則として無料です。例外として、テキスト代金やコンピュータ解析費用などの実費をいただく場合があります。また、高度に専門的なご相談に関しては、コンサルタント等をご紹介させていただくことがありますが、その場合の費用は、お客さまとコンサルタントの間でご相談いただくこととなりますのでご了承ください。詳細は、お近くの弊社営業店にご連絡ください。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは

取扱代理店 ワオント株式会社

☎ 03-6825-0388

※電話が不在の場合には、右記にご連絡下さい。直通携帯 090-6016-9303
※FAX・メールでのお問合せは、下記のFAX・メールアドレスまでご連絡ください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル18F
FAX : 03-6685-0988 E-Mail : info@waont.com

3A2-871(23-031002) 23-12 10K(AC)

建設業、運送業(トラックドライバー)の皆さま

時間外労働の
上限規制って何?

罰則規定があるって
本当?

AIGのサポートツールなら

2024年問題

もししっかりサポート!!

1つでも「いいえ」にチェックが入った場合は、是非、裏面に記載のAIGのサポートツールをご活用ください!



- 2024年4月1日からの時間外労働の上限規制についてはご存じですか?
- 自社の従業員の労働時間がどのくらい現状を把握していますか?
- 2024年4月からの労務管理に不安を感じていませんか?

はい	いいえ
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

2024年4月1日から罰則付き時間外労働の上限規制が適用となります。



建設業

2024年3月31日まで

労働基準法に基づく時間外労働の上限規制はなし。

2024年4月1日から

原則(1段階目)

月45時間 年間360時間が上限規制となる。

法律による上限(2段階目)

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月が限度

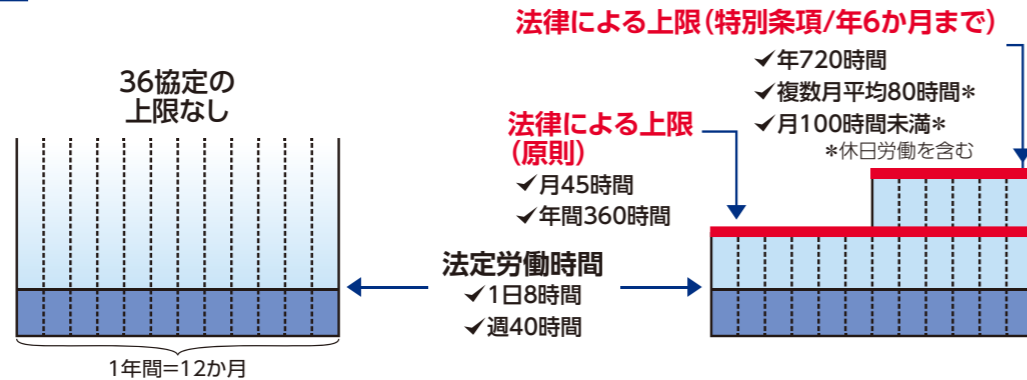
例外事項

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2から6か月平均80時間以内の規制は2024年4月1日以降も適用されません。

上記規制のイメージ

改正前

改正後



運送業(トラックドライバー)

2024年3月31日まで

原則 労働基準法に基づく時間外労働の上限規制はなし。 ※改善基準告示の適用はあり。

2024年4月1日から

原則

月45時間 年間360時間が上限規制となる。

法律による上限

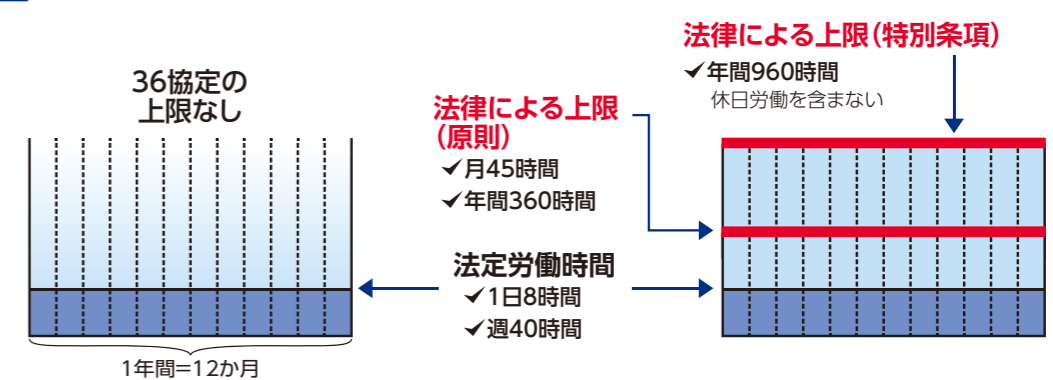
特別条項付き36協定を締結する場合は
年960時間が上限規制となる。(休日労働は含まない。)

※自動車運転業務の場合

上記規制のイメージ

改正前

改正後



時間外労働の上限規制に違反した場合の5つのリスク

1

労働基準監督署による是正勧告
36協定、時間外労働の上限規制に違反した場合は労働基準監督署による是正勧告という行政指導が行われます。



2

刑事事件として「送検」
悪質なケースや労働者から刑事告訴がなされる場合、長時間労働が原因として過労死や過労自殺に至った場合には、36協定、時間外労働の上限規制違反の刑事事件として「送検」されるリスクがあります。

3

ブラック企業のイメージ定着
送検の時点で記者クラブに情報公開される為、報道機関によって報道されることによりブラック企業の印象がつき、有能な求職者の採用が難しくなるリスクがあります。



4

代表者、人事担当役員個人が刑に科される可能性
送検後、検察官の判断により起訴となった場合、代表取締役や人事担当役員個人が罰金刑などの刑に科されるリスクがあります。

5

指名停止処分
国土交通省の地方整備局や地方自治体から指名停止措置がなされるリスクがあります。



時間外労働が原因での疾病による会社・代表者・役員個人の高額賠償のリスク

時間外労働の上限規制を守らず、長時間労働が原因で、従業員がうつ病などになった場合、会社は従業員に対して安全配慮義務違反に基づく損害賠償義務を負うこととなります。(労働契約法第5条違反)

年収500万円の30歳の労働者(妻、子供あり) 死亡の場合

賠償金額 **約1億2,248万円**

慰謝料2,800万円+逸失利益約7,758万円(500万円×0.7×22.167)+弁護士費用約1,056万円+遅延損害金約634万円(年3%)

年収500万円の30歳の労働者(妻、子供あり) 後遺障害1級の場合

賠償金額 **約2億5,097万円**

慰謝料2,800万円+逸失利益約1億1,084万円(500万円×22.167)+将来介護費用約7,640万円(8,000円×365日×26.166)+弁護士費用約2,152万円+遅延損害金約1,421万円(年3%)

2020年4月1日の民法改正(法定利率が年5%から年3%へ変更)によって賠償金額は高額に!